

諸外国の国家公務員制度の概要

平成18年11月17日

# 目 次

I . 概観及び国家公務員の数・種類	1
【参考】府省別国家公務員数	2
II . 諸外国の国家公務員の労働基本権	3
【参考1】主要な労働組合の状況	4
【参考2】近年の主な公務員ストライキの事例	5
III . 諸外国の国家公務員の任用	6
IV . 諸外国の国家公務員の評価、身分保障、退職関連	7
V . 諸外国の国家公務員の給与	8
【参考】給与改定方式	9

I 概観及び国家公務員の数・種類

	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	(参考) 日本
概観	<p>国家体制等 連邦制、大統領制 二大政党下での政権交代</p> <p>現行公務員制度の淵源 建国当初から政治任用が広く行われてきたが、1883年、公務員法（ペンデルトン法）制定により成績主義・政治的中立性に基づく職業公務員制が確立</p>	<p>連合王国、議院内閣制 二大政党下での政権交代</p> <p>1853年、ノースコート・トヴァリアン報告により、成績主義に基づく資格任用制が確立</p>	<p>連邦制、議院内閣制（大統領は象徴的） 二大政党基軸での政権交代</p> <p>絶対君主制の下で発達した官僚制が、民主的議会制下でも承継され、民主的統制に服している</p>	<p>共和制、行政権は大統領・首相に属する 多党制下での政権交代</p> <p>仏革命により国王の官僚制は解体され、19世紀に官僚養成学校による人材育成を特色とする職業公務員制が確立</p>	<p>議院内閣制</p> <p>日本国憲法により公務員は「天皇の官吏」から「全体の奉仕者」に。民主的な公務員制の確立のため国家公務員法を制定</p>
国家公務員の数と種類	<p><u>264万人</u> (2005年9月現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>競争職(Competitive Service)132万人 競争試験により任用(職階制適用)</li> <li>除外職(Excepted Service) 131万人 うち 郵便庁職員 76万人</li> <li>行政府の上位職 0.8万人 うち 高級管理職俸給表適用者(EX) (大局長～次官、長官) 500人 ⇒政治任用</li> <li>上級管理職俸給表(SES)7,000人 (課長～局長)⇒1割が政治任用</li> </ul>	<p><u>55万人</u> (2005年4月現在)</p> <p>国家公務員(Civil Service) ～国王の奉仕者</p>	<p><u>30万人</u> (2006年1月現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>官吏(Beamte) 13万人 公法上の勤務・忠実関係 統治権関与・公権力の行使等</li> <li>非官吏(Beschäftigte) 17万人 私法上の雇用契約関係</li> </ul>	<p><u>199万人</u> (2003年12月現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>官吏(Titulaires) 175万人 恒久的官職に任命行為により任用</li> <li>非官吏(Non titulaires)等 24万人 見習職員、補助職員、臨時職員等</li> </ul> <p>(注) 教育 107万人、警察・監獄 12万人</p>	<p><u>64万人</u> (2006年度末定員等)</p> <p>一般職国家公務員(64万人)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>非現業国家公務員(30.3万人)</li> <li>特定独立行政法人等職員(7.4万人)</li> <li>日本郵政公社職員(26.2万人)</li> </ul>
(参考) 国以外を含めた公務員数(非軍人)	<p>連邦 264万人 州 507万人 郡・市等 1,328万人 総計 約2,100万人</p> <p>(総人口 2億9千万人)</p>	<p>中央政府 236万人 地方府 294万人 うち 教員 145万人 警察 23万人 国营医療機関 155万人 Civil Service 55万人 公営企業体 34万人 総計 約560万人</p> <p>(総人口 6千万人)</p>	<p>州 官吏 127万人(うち 教員110万人) 非官吏 85万人</p> <p>市町等 官吏 18万人 非官吏 121万人</p> <p>間接公務 官吏 11万人 非官吏 55万人</p> <p>連邦 官吏 13万人 非官吏 17万人</p> <p>総計 約450万人</p> <p>(総人口 8千万人)</p>	<p>公共病院 97万人 国 199万人 総計 約450万人 地方政府 152万人</p> <p>(総人口 6千万人)</p>	<p>特別職国家公務員 30.5万人 一般職国家公務員 64万人 総計 約398.7万人 地方公務員 304.2万人</p> <p>※特別職国家公務員については、防衛庁職員27.4万人を含む。</p> <p>(総人口 1億2千8百万人)</p>

【参考】府省別国家公務員数

アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
<p>大統領府 1,693人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大統領府</li> <li>國務省 33,948人</li> <li>財務省 107,950人</li> <li>国防総省 671,364人</li> <li>司法省 105,458人</li> <li>内務省 75,973人</li> <li>農務省 107,852人</li> <li>商務省 39,836人</li> <li>労働省 15,383人</li> <li>保健・福祉省 60,736人</li> <li>住宅・都市開発省 9,941人</li> <li>運輸省 55,559人</li> <li>エネルギー省 15,010人</li> <li>教育省 4,321人</li> <li>復員軍人省 235,210人</li> <li>国土安全保障省 146,670人</li> <li>独立機関及び公社 949,181人 <ul style="list-style-type: none"> <li>環境保護庁 17,824人</li> <li>共通役務庁 12,769人</li> <li>航空宇宙局 18,752人</li> <li>人事管理庁 4,939人</li> <li>中小企業庁 4,343人</li> <li>社会保障庁 66,144人</li> <li>郵便庁 764,165人</li> <li>その他 60,245人</li> </ul> </li> </ul> <p>(2005年9月現在)</p> <p>(注) 人事行政機関 人事管理庁、メリット・システム保護委員会、連邦労使関係院、政府倫理庁</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>副首相府 4,430人</li> <li>内閣事務局 <ul style="list-style-type: none"> <li>内閣府 2,130人</li> <li>中央情報室 560人</li> <li>安全情報部 4,910人</li> </ul> </li> <li>財務省 1,160人 <ul style="list-style-type: none"> <li>間接物品税庁 24,350人</li> <li>内国歳入庁 85,540人</li> <li>商務庁 650人</li> </ul> </li> <li>文化・メディア・スポーツ省 630人</li> <li>国防省 92,990人</li> <li>教育・技能省 4,750人</li> <li>環境・食糧・農村省 9,950人</li> <li>外務・英連邦省 6,000人</li> <li>保健省 3,600人</li> <li>内務省 75,650人 <ul style="list-style-type: none"> <li>(うち 刑務サービス(イ・ジ・エンシー) 47,160人)</li> </ul> </li> <li>国際開発省 1,930人</li> <li>法務官庁 8,390人</li> <li>憲法事項省 22,750人 <ul style="list-style-type: none"> <li>(うち 土地登記・国立公文書(イ・ジ・エンシー) 9,140人)</li> </ul> </li> <li>雇用・年金省 129,460人</li> <li>貿易・産業省 9,590人</li> <li>運輸省 17,610人</li> <li>北アイルランド省 170人</li> <li>スコットランド省 12,800人</li> <li>ウェールズ省 3,770人</li> <li>その他 26,240人</li> </ul> <p>(2005年4月1日現在)</p> <p>(注) 人事行政機関 内閣府、人事委員会</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>首相府 642人</li> <li>外務省 4,034人</li> <li>内務省 40,525人</li> <li>法務省 2,302人</li> <li>財務省 38,631人</li> <li>経済・技術省 5,054人</li> <li>食糧農業・消費者保護省 1,619人</li> <li>労働・社会省 1,111人</li> <li>国防省 28,186人</li> <li>連邦保健省 908人</li> <li>家庭・高齢者・婦人青少年省 689人</li> <li>環境・自然保護・原子炉安全省 1,271人</li> <li>経済協力・開発省 379人</li> <li>交通・建設・都市開発省 7,904人</li> <li>学術研究省 544人</li> <li>その他 2,126人</li> </ul> <p>(2006年現在)</p> <p>(注) 人事行政機関 連邦内務省、連邦人事委員会</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>首相府 1,534人 <ul style="list-style-type: none"> <li>行政公務員総局</li> <li>国立行政学院</li> </ul> </li> <li>外務省 9,797人</li> <li>雇用・連帯省 24,130人</li> <li>農業省 32,485人</li> <li>文化省 12,101人</li> <li>国防省 43,446人</li> <li>海外県・海外領土省 1,532人</li> <li>経済・財政・産業省 183,427人</li> <li>国民教育省 1,012,059人</li> <li>設備省 97,771人</li> <li>内務省 168,230人</li> <li>法務省 68,594人</li> </ul> <p>(2004年12月現在)</p> <p>(注) 人事行政機関 行政公務員総局</p>

Ⅱ 諸外国の国家公務員の労働基本権

		アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	(参考)日本
憲法上の労働基本権の位置づけ 【民間労働者】		憲法典上、労働基本権に関する規定はない。	明文の憲法典はない。	団結権についての一般的な保障規定がある。	労働組合についての規定がある。	憲法28条で団結権、交渉権及び争議権について規定。
国家公務員の労働基本権		官民共通の枠組み		[官吏の場合] [非官吏の場合]		
	団結権	認められている。 ただし、軍人、外交官、FBI職員等は禁止。	認められている。 ただし、軍人は禁止。	認められている。	認められている。 ただし、軍人は禁止。	認められている。 ただし、警察官、自衛官等は禁止。
	交渉権	認められている。  ただし、給与等の法定の勤務条件について協約締結権はない。  (注) 郵便庁職員には、協約締結権がある。	認められている。	官吏関係法の改正に当たって、官吏組合の関与を法律上、保障。  なお、協約締結権はない。  (注) 非官吏の交渉結果が一般に反映されている。	認められている。  ただし、協約締結権はない。  (注) 交渉の結果、議定書が作成された場合は、これに従う慣行。	認められている。  ただし、協約締結権はない。  (注) 現業、特定独法及び郵政公社職員には、協約締結権がある。
争議権	禁止されている。  (注) 単純参加を含めて、違反は、刑事罰の対象。	明文の規定はないが、一般に、罷業は違法ではない。  ただし、軍人、警察官等は、明文の規定で禁止。	伝統的職業官吏制度の諸原則から、禁止は自明とされている。	認められている。	認められている。  ただし、警察官、監獄職員、司法官等は禁止。	禁止されている。

【参考1】主要な労働組合の状況

	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	(参考)日本
	公務内組合・省庁横断組合	公務内組合・省庁横断組合	公務内組合、官民横断組合が併存 官吏・非官吏横断組合、省庁横断的組合	官民横断組合	公務内組合・省庁別組合と その連合体
主要な労働組合 (組合員数)	<p>アメリカ政府職員総同盟 (AFGE) 約22万人</p> <p>全国財務職員組合 (NTEU) 約15万人</p> <p>全国政府職員連合 (NAGE) 約4万人</p> <p>(郵便庁職員)</p> <p>アメリカ郵便従事者組合 (APWU) 約33万人</p> <p>連邦郵便配達労組 (NALC) 約21万人</p> <p>(参考)</p> <p>ナショナルセンター アメリカ労働総同盟産別会議 (AFL-CIO) 約840万人</p> <p>地方公務員 全米地方公務員労組 (AFSCME, AFL-CIO) 約140万人</p>	<p>国家公務員労働組合評議会 (CCSU)</p> <p>公務員民間労働組合 (PCS) 約32.5万人</p> <p>専門職国家公務員組合 (Prospect) 約10.2万人</p> <p>刑務官協会 (POA) 約3.5万人</p> <p>北アイルランド公務員組合 (NIPSA) 約4.4万人</p> <p>上級国家公務員職員組合 (FDA) 約1.6万人</p> <p>(参考)</p> <p>ナショナルセンター 労働組合会議 (TUC) 約680万人</p> <p>地方公務員 公務部門労働組合 (UNISON) 約131万人</p>	<p>ドイツ官吏同盟・賃金同盟 (DBB) 約128万人 (官吏：約92万人、非官吏：約36万人)</p> <p>統一サービス産業労働組合 (ver. di) 約246万人</p> <p>ドイツ・キリスト教労働組合連盟 (CGB) 約31万人</p> <p>(注) 地方政府の公務員を含む。</p> <p>(参考)</p> <p>ナショナルセンター ドイツ労働組合同盟 (DGB) 約678万人</p>	<p>フランス民主主義労働連盟 (CFDT)</p> <p>フランスキリスト教労働者連盟 (CFTC)</p> <p>管理職総同盟 (CGC)</p> <p>労働総同盟 (CGT)</p> <p>労働者の力 (FO)</p> <p>統一労働組合連盟 (FSU)</p> <p>全国中立労働組合 (UNSA)</p> <p>(注) 地方政府の公務員を含む。</p>	<p>(連合体)</p> <p>公務労協 約166万人</p> <p>公務労組連絡会 約43万人</p> <p>(注) 地方公共団体の職員を含む。</p> <p>(参考)</p> <p>日本労働組合総連合会 約656万人</p> <p>全国労働組合総連合 約73万人</p>
団体交渉の実態	<p>・各省ごとに交渉。 (給与等法定事項は交渉できない。)</p>	<p><b>一般の職員</b></p> <p>・各省ごとに交渉。</p> <p>・関連するすべての組合の代表が交渉に参加。</p> <p><b>上級公務員</b></p> <p>給与以外の勤務条件について各省ごとに交渉。</p>	<p><b>非官吏</b></p> <p>・連邦、州及び市町村等で、一括して交渉が行われる。</p>	<p>・公務員制度担当大臣と上記7労働組合代表とが主に給与水準について団体交渉。</p>	<p>・各省ごとに単組と交渉。</p> <p>・人事院等は連合体と会見等。</p>

【参考2】近年の主な公務員ストライキの事例（国以外を含む）

アメリカ

- 2005.12 ニューヨーク市都市交通局のスト
  - ・年金問題や賃金交渉で労使が対立し、25年ぶりにスト実施（3万5千人の職員が3日間実施）
  - ・ストの影響を受けた利用者は1日当たり約700万人（市当局発表）
  - ・州最高裁は、裁判所の2度の禁止命令を無視したスト実施に対し、1日100万ドルの罰金支払いを命令。スト終了を拒否すれば、組合幹部を収監する可能性があるとして警告した
 ⇒ 労使双方は、ニューヨーク州調停委員のあっせん案を受け入れ、スト解除後に年金などの主要問題について交渉を再開することで合意

（注）ニューヨーク市の公務員の争議行為は禁止されている。

- 1981.8 航空管制官スト
  - ・連邦政府の管制官約1万3千人が給与、勤務時間等の改善を求め、スト実施
 ⇒ 48時間内に職場復帰しなかったスト参加者のうち、約11,350人を解雇

（参考）労働争議の発生状況  
（参加人数千人以上）（2005年）

	全体	公務
争議件数（件）	22	5
参加人員（万人）	10	5.1
労働損失日数（千日）	3,344	147.8

イギリス

- 2006.5 人員削減に反対する国家公務員スト
  - ・中央府省の人員削減策に反対する全国規模のストを公務員民間労働組合（PCS）が実施（9万人の国家公務員が48時間ストを実施）
- 2006.3 年金改革に反対する地方公務員スト
  - ・年金改革案に対する交渉で労使が対立
  - ・公務部門労働組合（UNISON）等の呼びかけで150万人の地方公務員が24時間スト実施
 ⇒ 政府が改革案の見直しを約束
- 2005 年金改革に反対する国家公務員等のスト
  - ・2005年の春から夏にかけ、組合は政府の年金施策に反対し、100万人規模のスト実施を計画（政府は公務員の年金受給年齢を60歳から65歳に引き上げようとしていた。）
 ⇒ 大きなストは実施されず、10月に政府と組合の間で、現職公務員については60歳になれば年金を請求できることとする旨の合意が成立（他方、新規採用者から65歳に引上げ）
- 2004.11 大蔵省発表のポスト削減計画に反対する国家公務員のスト
  - ・PCSは雇用年金省と内務省の職員によるスト実施（20万人の国家公務員が24時間ストを実施）
 ⇒ 雇用年金大臣は、同省における削減計画について、3か月間は強制的な解雇を行わないことをPCSと合意。ただし、政府は、現在でも、この計画に基づく削減を進めている。
- 2004 賃上げ要求の国家公務員のスト
  - ・雇用年金省の職員が給与を巡り2004年に争議行為を行った。同年1月、4月及び7月にそれぞれ2日間のストを実施。

（参考）労働争議の発生状況（2005年）

	全体	公務
争議件数	116	23
参加人員（万人）	9.26	1.53
労働損失日数（千日）	157.4	22.6

ドイツ

- 2006 前年から争点となっている勤務時間延長に反対する州公務員等のスト
  - ・週38.5時間から週40時間への勤務時間延長等をめぐり、多数の州で、ゴミ収集職員、看護職員等が2月以降断続的にスト実施（14年ぶりの大規模ストと言われる。）
 ⇒ 州使用者団体と統一サービス産業労働組合（ver.di）・ドイツ官吏同盟との合意が成立（非官吏の週勤務時間は州により38.5時間から38.5～40時間に）
- 2002 賃上げ要求の州公務員のスト
  - ・複数の州、都市でストを実施
  - ・行政事務職員、幼稚園職員、ゴミ収集職員、交通機関職員等がストを実施
- 2000 賃上げ要求のスト
  - ・病院関係者・教師・行政事務職員・ゴミ収集職員・公共交通職員・空港職員等がストを実施
- 1999 賃上げ要求のスト
  - ・病院関係者・教師・行政事務職員・ゴミ収集職員・公共交通職員等がストを実施
- 1992 賃上げ要求のスト
  - ・公共部門の労働者、郵便・鉄道関係の職員約40万人が11日間のストを実施

フランス

- 2006.1 賃上げ、雇用、公共サービス擁護のスト
  - ・初日、郵政労働者が郵便事業の自由化反対、2日目、国鉄労働者が人員削減反対、最終日、教員・公務員が賃上げを掲げ、スト実施（3日間で5万人が参加）
- 2005 労働時間短縮の堅持、公共サービス堅持等をめぐる国家公務員のスト
  - 争議日数 計 134万（人日）
- 2004 地方分権法案、医療保険改革、政府の給与政策等をめぐる国家公務員のスト
  - 争議日数 計 49万（人日）
- 2003 年金改革、地方分権等をめぐる国家公務員のスト
  - 争議日数 計 406万（人日）
- 2000 税務部門の合理化に反対するスト
  - ・税務部門の合理化に反対して、税務署の相談窓口、出納事務の情報処理センター等の職員がストを実施。全国の税務署の半数以上が閉鎖
- 2000 予算増額を要求するスト
  - ・公立医療機関に係る予算増額要求のため、医師等がストを実施

Ⅲ 諸外国の国家公務員の任用

	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
1 採用・昇進	<p>原則空席ごとの公開の競争試験で採用。公務内外から応募。</p> <p>昇進は、上位の空席ポストへの応募が原則。</p>	<p>原則各機関ごとの公募ないし採用試験で採用。</p> <p>昇進は、上位の空席ポストへの応募が原則。</p>	<p>欠員状況に応じ、各省庁が競争試験で採用。 終身官吏として任官されるためには、ラウフバーン試験合格等の資格が要件。</p> <p>昇進は、同一ラウフバーン内の上位の空席ポストへの応募が原則。 → 上位のラウフバーンへの乗り換えを伴う昇進となる場合は、別途、ラウフバーン試験等による資格認定が必要。</p>	<p>職員群 (corp) ごとに競争試験に基づき採用。 ※ 部内試験 (非官吏を含む) と部外試験がある。</p> <p>昇進は、同一職員群内での選考。</p>
2 幹部候補生の採用・昇進	<p>大統領研修員計画 (Presidential Management Fellows Programme)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大学院修了者 (修士又は博士) で大学院の学長の推薦を受けた者</li> <li>○ 公開競争試験により、年間約400名</li> <li>○ 採用省庁において2年間の実務研修後に課長補佐級等に昇進 その後は競争</li> </ul> <p>(局長級以上は、政治任用)</p>	<p>ファーストストリーム採用試験</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大学の学業成績が上位の者</li> <li>○ 公開競争試験により、年間約500名</li> <li>○ 採用後4、5年で課長補佐級に昇進 その後は競争</li> </ul> <p>(事務次官まで職業公務員)</p>	<p>高級職ラウフバーン試験</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大学 (最低3年間の修学) を卒業し、最低2年間条件付官吏として準備勤務した者</li> <li>※ 法律学専攻者については、大学を卒業し、準備勤務 (司法修習) を終えた後に受ける法曹資格試験の第2次国家試験 (各州ごとに実施) が高級職ラウフバーン試験に該当</li> <li>○ 採用省庁において3年間の見習勤務を経て任官し、課長補佐級官職に就任 その後は競争</li> </ul> <p>(事務次官まで職業公務員)</p>	<p>国立行政学院 (ENA) 試験</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大学等高等教育機関の修了者 (28歳未満) このほか、現職公務員を対象とした部内試験、民間勤務歴又は地方議員歴のある者を対象とした第三種試験もある</li> <li>○ 毎年約100人</li> <li>○ ENA学生 (公務員) として2年3ヶ月の研修 (講義、地方・外国勤務等) 卒業時に、成績順に希望に応じて職員群を選択し、各省に配属 (課長補佐級) 概ね数年で課長級、10年~15年で局長級に昇進 (局長級以上もほとんどがENA出身者)</li> </ul>
3 政治任用	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 政権交代に伴い異動する者 ～ 官僚組織に浸透し、大統領の主要な政策課題を推進</li> <li>○ ①各省局長級以上 (上院承認)、②大統領補佐官等、③上級管理職 (審議官、課長級) の1割、④秘書、運転手等の計約3,000人</li> <li>○ 公務内、民間企業、法律事務所、教育・研究機関等が人材供給源</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大臣のほか副大臣、政務次官等として、与党の議員約100人が政府部内にポスト</li> <li>○ 大臣は、原則2人まで特別顧問を政治任用 (その他、首相官邸には約25人の特別顧問がいる。) ～ 特別顧問は政治的な側面に立って大臣を補佐。職業公務員を指揮しないことが原則</li> <li>○ 官僚が特別顧問に転身する例はまれ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本省事務次官、局長等の約400人が「政治的官吏」と呼ばれる</li> <li>○ 「政治的官吏」もメリット・システムによる任用だが、いつでも一時退職に付することができる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高級職 (本省局長、大使、地方長官など約600人) 及び大臣キャビネのスタッフ (約700人)</li> <li>○ 高級職はほぼ全て、大臣キャビネのスタッフも7~8割が職業公務員 (ENA出身)</li> <li>○ 政権交代に伴って多くが入れ替えられるが、職業公務員は官吏としての身分を保障</li> </ul>



IV 諸外国の国家公務員の評価、身分保障、退職関連

	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
1 評価制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 目標管理による評価。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原則毎年実施。</li> <li>・ 評価結果は面談時に本人がサイン。</li> <li>・ 評価結果は、配置、昇給、報奨等に反映。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 目標管理による評価。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毎年実施。</li> <li>・ 目標設定及び目標達成度につき、本人と評定者が面談。</li> <li>・ 評価結果は、業績不良者の把握に活用されるとともに、昇給、賞与に反映。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 適性、能力及び業績を評価。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 5年を超えない期間ごとに実施。</li> <li>・ 評価結果は、昇任、昇給、報奨金等に反映。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 職務能力を評価。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1年又は2年ごとに実施。</li> <li>・ 評価結果は、職員と職員が所属する職員群の人事管理協議会に通知する。</li> <li>・ 評価結果は、昇給、昇格に反映。</li> </ul> </li> </ul>
2 身分保障	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 免職は、勤務成績不良等の所定の事由に限定。</li> <li>○ 処分に際しては、弁明の機会が付与され、また、メリットシステム保護委員会への不服申立てが可能。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 免職は、非能率、心身の故障等の所定の事由に限定。</li> <li>○ 処分に際しては、弁明の機会が付与され、また、国家公務員不服申立審査委員会への不服申立てが可能。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 官吏の免職は、心身疾患のため勤務不能の場合等の所定の事由に限定。</li> <li>○ 処分に際しては、弁明の機会が付与され、また、処分庁への不服申立てが可能。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 免職は、職務遂行能力不十分、職場放棄等の所定の事由に限定。</li> <li>○ 処分に際しては、弁明の機会が付与され、また、最高官吏制度協議会の訴訟委員会への不服申立てが可能。</li> </ul>
3 退職関連				
① 定年	<p>定年年齢はない</p> <p>【例外】 航空管制官（56歳） 外交官（65歳） など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 上級公務員（課長級以上） 60歳（延長もあり得る）</li> <li>○ 一般の職員 各府省・各エージェンシーが決定（60歳を超える場合は健康・能率に関する基準を満たす必要）</li> </ul>	<p>65歳</p> <p>【例外】 警察執行官吏（60歳）、航空管制官（55歳）</p>	<p>65歳</p> <p>【例外】 危険を伴う職の職員群等は55歳～60歳</p>
② 再就職に係る規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 再就職自体を規制する一般的な制度はない</li> <li>※ 調達担当職員は、入札企業からの職の提供を拒否しなければならないという規制がある</li> <li>○ 退職後、国の機関との接触を禁止する規定がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 次の者は離職後2年以内に就職する場合は、政府の承認を得なければならない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 本省の局次長以上の幹部職員</li> <li>－ 再就職先と競争関係にある組織の企業秘密に接した職員</li> <li>－ 離職前2年間に再就職先と公的な取引がある場合等</li> </ul> </li> <li>○ 事務次官は、原則、離職後最低3ヶ月は就職できない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 退職後5年以内（定年で退職した場合には3年以内）に、退職前5年間の職務と関係のある企業に就職する場合には、在職した省に届け出て、承認を得なければならない</li> <li>※ 省の業務と利害対立が生ずるおそれがある場合には、再就職は認められない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 離職後5年以内に、職員が企業（公共企業を含む）に再就職する場合、職員の所属庁が、独立の「倫理審査会」の審査を経て判断。</li> <li>※ 監督、契約等の相手方の企業への再就職は、当該職務の終了後5年間認められない。</li> </ul>
③ 年金制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公務員年金(CSRS)適用者（1983年以前の採用者） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支給開始年齢 55歳（30年以上勤務） 60歳（20年以上勤務） 62歳（5年以上勤務）</li> <li>・ 支給額 最も高い連続する3年間の平均給与の72.25%（38年勤務の場合）</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国民保険＋公務員年金 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支給開始年齢 国民保険 男65歳 女60歳（2020年から65歳） 公務員年金 60歳</li> <li>・ 支給額 国民保険 夫婦で週134.75ポンド 公務員年金 退職時給与の47.5%の年金と年金3年分の一時金（38年勤務の場合）</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 恩給制度 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支給開始年齢 原則65歳（定年前63歳以降で退職した場合は減額支給）</li> <li>・ 支給額 退職3年前の給与の71.75%（40年勤務の場合） これに加え、恩給年額の2.085%分の年次特別給が毎年支給</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公務員年金制度 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支給開始年齢 60歳</li> <li>・ 支給額 退職前6月の俸給年額の75%（40年勤務の場合）</li> </ul> </li> </ul>

V 諸外国の国家公務員の給与

アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
<p>一般の職員に適用される一般俸給表、幹部職員に適用される上級管理職俸給表、高級管理職俸給表等の俸給表がある。</p> <p>一般俸給表（課長以下）（GS） ワシントン・ボルチモア地区（2006年1月現在 年額 単位：ドル）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>等級</th> <th colspan="7">号俸</th> </tr> <tr> <th></th> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>...</th> <th>8</th> <th>9</th> <th>10</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>19,214</td> <td>19,855</td> <td>20,494</td> <td>...</td> <td>23,412</td> <td>23,438</td> <td>24,029</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>21,602</td> <td>22,116</td> <td>22,831</td> <td>...</td> <td>25,789</td> <td>26,486</td> <td>27,182</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>23,571</td> <td>24,357</td> <td>25,143</td> <td>...</td> <td>29,073</td> <td>29,859</td> <td>30,645</td> </tr> <tr> <td>~</td> <td>~</td> <td>~</td> <td>~</td> <td>...</td> <td>~</td> <td>~</td> <td>~</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>77,353</td> <td>79,931</td> <td>82,509</td> <td>...</td> <td>95,398</td> <td>97,976</td> <td>100,554</td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>91,407</td> <td>94,454</td> <td>97,500</td> <td>...</td> <td>112,734</td> <td>115,781</td> <td>118,828</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>107,521</td> <td>111,104</td> <td>114,688</td> <td>...</td> <td>132,607</td> <td>136,191</td> <td>139,774</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 表中の金額は、基本給と地域均衡給の合計額。 昇給期間は、4号俸に昇給するまでは52週、7号俸に昇給するまでは104週、以降は156週。 (成績優秀者は、昇給期間が短縮) 上位のポストへの昇進に伴い上位の等級に格付け。 地域ごとに、基本給の一定割合(12.52%~28.68%)の地域均衡給が支給される。</p> <p>上級管理職俸給表（課長・局長等）（SES） (2006年1月現在 年額)</p> <table border="1"> <tr> <td>最高額</td> <td>165,200ドル</td> </tr> <tr> <td>最低額</td> <td>109,808ドル</td> </tr> </table> <p>各人の給与額は、最高額と最低額の範囲内で決定される。</p> <p>高級管理職俸給表（大規模局長・次官等）（EX） (2006年1月現在 年額 単位：ドル)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>等級</th> <th>I</th> <th>II</th> <th>III</th> <th>IV</th> <th>V</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>俸給額</td> <td>183,500</td> <td>165,200</td> <td>152,000</td> <td>143,000</td> <td>133,900</td> </tr> <tr> <td>代表官職</td> <td>長官</td> <td>副長官</td> <td>次官</td> <td>外局副長官</td> <td>大規模局長</td> </tr> </tbody> </table>	等級	号俸								1	2	3	...	8	9	10	1	19,214	19,855	20,494	...	23,412	23,438	24,029	2	21,602	22,116	22,831	...	25,789	26,486	27,182	3	23,571	24,357	25,143	...	29,073	29,859	30,645	~	~	~	~	...	~	~	~	13	77,353	79,931	82,509	...	95,398	97,976	100,554	14	91,407	94,454	97,500	...	112,734	115,781	118,828	15	107,521	111,104	114,688	...	132,607	136,191	139,774	最高額	165,200ドル	最低額	109,808ドル	等級	I	II	III	IV	V	俸給額	183,500	165,200	152,000	143,000	133,900	代表官職	長官	副長官	次官	外局副長官	大規模局長	<p>一般の職員については、各府省・各エージェンシーごとに労使交渉に基づき、俸給表（号俸制又は給与バンド制）が設定される。 上級公務員については、共通の俸給表が適用される。</p> <p>一般の職員 貿易産業省の例（2004年8月現在 年額 単位：ポンド）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>給与バンド</th> <th>最低額</th> <th>最高額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2</td> <td>12,200</td> <td>14,950</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>13,840</td> <td>16,810</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>14,980</td> <td>18,170</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>15,860</td> <td>21,130</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>17,180</td> <td>22,790</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>19,650</td> <td>26,310</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>21,100</td> <td>28,300</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>26,220</td> <td>35,880</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>36,720</td> <td>50,360</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>43,750</td> <td>61,750</td> </tr> </tbody> </table> <p>上位のポストへの昇進に伴い上位の給与バンドに格付け。</p> <p>上級公務員（課長級以上）（SCS） (2005年4月現在 年額 単位：ポンド)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>給与バンド</th> <th>最低額</th> <th>最高額</th> <th>代表的官職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>54,788</td> <td>115,616</td> <td>課長</td> </tr> <tr> <td>1A</td> <td>63,555</td> <td>126,627</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>75,607</td> <td>159,659</td> <td>局次長</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>93,139</td> <td>198,197</td> <td>局長</td> </tr> <tr> <td>事務次官</td> <td>130,350</td> <td>264,250</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>各人の給与額は、該当する給与バンドの最高額と最低額の範囲内で決定される。</p>	給与バンド	最低額	最高額	2	12,200	14,950	3	13,840	16,810	4	14,980	18,170	5	15,860	21,130	6	17,180	22,790	7	19,650	26,310	8	21,100	28,300	9	26,220	35,880	10	36,720	50,360	11	43,750	61,750	給与バンド	最低額	最高額	代表的官職	1	54,788	115,616	課長	1A	63,555	126,627		2	75,607	159,659	局次長	3	93,139	198,197	局長	事務次官	130,350	264,250		<p>一般の官吏に適用される俸給表A、本省課長級以上の官吏に適用される俸給表B等の俸給表がある。</p> <p>俸給表A（本省課長級以下） (2004年8月現在 月額 単位：ユーロ)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>等級</th> <th colspan="12">号俸</th> </tr> <tr> <th></th> <th>1</th> <th>...</th> <th>4</th> <th>...</th> <th>7</th> <th>8</th> <th>...</th> <th>11</th> <th>12</th> <th>...</th> <th>...</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2</td> <td>1474.59</td> <td>...</td> <td>1581.42</td> <td>...</td> <td>1688.28</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>1536.09</td> <td>...</td> <td>1649.76</td> <td>...</td> <td>1763.47</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>1570.97</td> <td>...</td> <td>1704.83</td> <td>...</td> <td>1838.66</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>~</td> <td>~</td> <td>...</td> <td>~</td> <td>...</td> <td>~</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>2051.52</td> <td>...</td> <td>2303.15</td> <td>2360.80</td> <td>...</td> <td>2533.80</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>2243.69</td> <td>...</td> <td>2566.10</td> <td>2637.74</td> <td>...</td> <td>2852.65</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>2490.05</td> <td>...</td> <td>2820.40</td> <td>2893.81</td> <td>...</td> <td>3114.05</td> <td>3187.45</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>~</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>~</td> <td>...</td> <td>~</td> <td>~</td> <td>...</td> <td>~</td> <td>~</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>3182.26</td> <td>...</td> <td>3733.76</td> <td>3856.31</td> <td>...</td> <td>4223.99</td> <td>4346.55</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>4105.89</td> <td>4267.59</td> <td>...</td> <td>4752.68</td> <td>4914.37</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>16</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>4545.34</td> <td>4732.36</td> <td>...</td> <td>5293.38</td> <td>5480.39</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>昇給期間は、5号俸に昇給するまでは2年、9号俸に昇給するまでは3年、以降は4年。(勤務成績に応じ、昇給期間は短縮又は延伸) 上位のポストへの昇進に伴い上位の等級に格付け。 勤務成績が優秀な者には、業績報奨金(一時金)又は業績手当(最長1年にわたり支給)が付与される。</p> <p>俸給表B（本省課長級以上） (2004年8月現在 月額 単位：ユーロ)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>等級</th> <th>俸給額</th> <th>代表的官職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>4914.37</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>5716.99</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>6056.77</td> <td>課長</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>6412.65</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>6820.95</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>7206.51</td> <td>部長</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>7581.57</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>7972.48</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>8457.84</td> <td>局長</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>9965.09</td> <td></td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>10353.56</td> <td>事務次官</td> </tr> </tbody> </table>	等級	号俸													1	...	4	...	7	8	...	11	12	...	...	2	1474.59	...	1581.42	...	1688.28								3	1536.09	...	1649.76	...	1763.47								4	1570.97	...	1704.83	...	1838.66								~	~	...	~	...	~								9	...	...	2051.52	...	2303.15	2360.80	...	2533.80					10	...	...	2243.69	...	2566.10	2637.74	...	2852.65					11	...	...	2490.05	...	2820.40	2893.81	...	3114.05	3187.45				~	...	...	~	...	~	~	...	~	~				14	...	...	3182.26	...	3733.76	3856.31	...	4223.99	4346.55				15	...	...	...	...	4105.89	4267.59	...	4752.68	4914.37				16	...	...	...	...	4545.34	4732.36	...	5293.38	5480.39				等級	俸給額	代表的官職	1	4914.37		2	5716.99		3	6056.77	課長	4	6412.65		5	6820.95		6	7206.51	部長	7	7581.57		8	7972.48		9	8457.84	局長	10	9965.09		11	10353.56	事務次官	<p>各職員群ごとに、グレード、職級及び号俸に応じ俸給額が定められている。</p> <p>高等行政官群の例 (2006年7月現在 年額 単位：ユーロ)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職級</th> <th>号俸</th> <th>俸給額(試算)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="9">高等行政官</td> <td>1</td> <td>24,345</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>26,720</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>29,419</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>31,362</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>33,359</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>35,465</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>37,516</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>39,567</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>42,212</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">上席高等行政官</td> <td>1</td> <td>35,465</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>37,516</td> </tr> <tr> <td>~</td> <td>~</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>51,928</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>57,056</td> </tr> </tbody> </table> <p>各職員群の号俸ごとに昇給期間が定められている。勤務成績に応じ昇給期間の短縮がある。 職員群内での選考により上位のグレード、職級に格付け。</p> <p>特別俸給表（次長級以上の高級職） (2004年1月現在 年額 単位：ユーロ)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">号俸</th> <th rowspan="2">代表的官職</th> </tr> <tr> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>46425.10</td> <td>48271.56</td> <td>50751.08</td> <td rowspan="7">次長</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>50751.08</td> <td>52914.07</td> <td>55762.88</td> </tr> <tr> <td>B2</td> <td>55762.88</td> <td>57240.04</td> <td>58769.96</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>58769.96</td> <td>60036.10</td> <td>61355.00</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>61355.00</td> <td>64151.05</td> <td>66947.11</td> </tr> <tr> <td>E</td> <td>66947.11</td> <td>69584.90</td> <td></td> </tr> <tr> <td>F</td> <td>72169.93</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>G</td> <td>79133.70</td> <td></td> <td></td> <td>局長 国務院部長 国務院副院長</td> </tr> </tbody> </table>	職級	号俸	俸給額(試算)	高等行政官	1	24,345	2	26,720	3	29,419	4	31,362	5	33,359	6	35,465	7	37,516	8	39,567	9	42,212	上席高等行政官	1	35,465	2	37,516	~	~	6	51,928	7	57,056		号俸			代表的官職	1	2	3	A	46425.10	48271.56	50751.08	次長	B	50751.08	52914.07	55762.88	B2	55762.88	57240.04	58769.96	C	58769.96	60036.10	61355.00	D	61355.00	64151.05	66947.11	E	66947.11	69584.90		F	72169.93			G	79133.70			局長 国務院部長 国務院副院長
等級	号俸																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	1	2	3	...	8	9	10																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
1	19,214	19,855	20,494	...	23,412	23,438	24,029																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
2	21,602	22,116	22,831	...	25,789	26,486	27,182																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
3	23,571	24,357	25,143	...	29,073	29,859	30,645																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
~	~	~	~	...	~	~	~																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
13	77,353	79,931	82,509	...	95,398	97,976	100,554																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
14	91,407	94,454	97,500	...	112,734	115,781	118,828																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
15	107,521	111,104	114,688	...	132,607	136,191	139,774																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
最高額	165,200ドル																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
最低額	109,808ドル																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
等級	I	II	III	IV	V																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
俸給額	183,500	165,200	152,000	143,000	133,900																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
代表官職	長官	副長官	次官	外局副長官	大規模局長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
給与バンド	最低額	最高額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
2	12,200	14,950																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
3	13,840	16,810																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
4	14,980	18,170																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
5	15,860	21,130																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
6	17,180	22,790																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
7	19,650	26,310																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
8	21,100	28,300																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
9	26,220	35,880																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
10	36,720	50,360																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
11	43,750	61,750																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
給与バンド	最低額	最高額	代表的官職																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
1	54,788	115,616	課長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
1A	63,555	126,627																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
2	75,607	159,659	局次長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
3	93,139	198,197	局長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
事務次官	130,350	264,250																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
等級	号俸																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	1	...	4	...	7	8	...	11	12	...	...																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
2	1474.59	...	1581.42	...	1688.28																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
3	1536.09	...	1649.76	...	1763.47																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
4	1570.97	...	1704.83	...	1838.66																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
~	~	...	~	...	~																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
9	...	...	2051.52	...	2303.15	2360.80	...	2533.80																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
10	...	...	2243.69	...	2566.10	2637.74	...	2852.65																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
11	...	...	2490.05	...	2820.40	2893.81	...	3114.05	3187.45																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
~	...	...	~	...	~	~	...	~	~																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
14	...	...	3182.26	...	3733.76	3856.31	...	4223.99	4346.55																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
15	...	...	...	...	4105.89	4267.59	...	4752.68	4914.37																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
16	...	...	...	...	4545.34	4732.36	...	5293.38	5480.39																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
等級	俸給額	代表的官職																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
1	4914.37																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
2	5716.99																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
3	6056.77	課長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
4	6412.65																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
5	6820.95																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
6	7206.51	部長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
7	7581.57																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
8	7972.48																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
9	8457.84	局長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
10	9965.09																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
11	10353.56	事務次官																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
職級	号俸	俸給額(試算)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
高等行政官	1	24,345																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	2	26,720																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	3	29,419																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	4	31,362																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	5	33,359																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	6	35,465																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	7	37,516																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	8	39,567																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	9	42,212																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
上席高等行政官	1	35,465																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	2	37,516																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	~	~																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	6	51,928																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	7	57,056																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
		号俸			代表的官職																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
		1	2	3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
A	46425.10	48271.56	50751.08	次長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
B	50751.08	52914.07	55762.88																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
B2	55762.88	57240.04	58769.96																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
C	58769.96	60036.10	61355.00																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
D	61355.00	64151.05	66947.11																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
E	66947.11	69584.90																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
F	72169.93																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
G	79133.70			局長 国務院部長 国務院副院長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													

【参考】給与改定方式

アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
<ul style="list-style-type: none"> <li>合衆国法典で、給与の改定方式は、詳細に規定されている。</li> <li>給与等法定事項には、協約締結権は認められていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般の職員（上級公務員（SCS）以外）は、各省及び各エージェンシーと職員団体との交渉で決定される。</li> <li>上級公務員（SCS）は、上級公務員給与審議会の勧告に基づき決定される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>官吏には、協約締結権が認められておらず、一般に非官吏の妥結状況を考慮して、決定される。</li> <li>非官吏は、中央での連邦、州、市町村の共同の労使交渉により決定される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>代表的組合と担当大臣による交渉で決定される。</li> </ul>
<p>&lt;一般の職員（一般俸給表適用）の場合&gt;</p> <p>&lt;高級管理職、上級管理職の場合&gt; 高級管理職俸給表、上級管理職俸給表の給与改定は、一般職の改定に準じて、行われる。</p>	<p>&lt;一般の職員の場合&gt;</p> <p>&lt;上級公務員の場合&gt;</p>	<p>&lt;官吏の場合&gt;</p> <p>&lt;非官吏の場合&gt;</p> <p>(注) 現行新公務労働協約は、州が参加できず、連邦、市町村の2者で締結。その後、州は、独自に、「州公務労働協約」を締結。</p>	